

別紙 11 Biz-adora フィールド業務マネージャー Professional の規定

第1条(利用契約)

当社は、利用規約第11条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約が Biz-adora フィールド業務マネージャー Professional 契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙11-1(サービス種別表 Biz-adora フィールド業務マネージャー Professional)に規定するサービス(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

2 契約者は、本サービスメニューが米国 Microsoft Corporation および同社の関連会社(以下、総称して「マイクロソフト」という)が提供する Microsoft Azure を利用して提供されていることを認識し、本 Biz-adora フィールド業務マネージャー Professional の規定(以下、「本規定」といいます)第24条(Microsoft Azure 関連規約の適用)に記載された条件を了承するものとします。

3 当社は、本規定の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規定とともに特約を遵守するものとします。

4 本規定と Biz-adora セレクトシリーズ利用規約が矛盾・抵触する場合は、本規定の内容が優先して効力を有するものとします。

第2条(契約の単位)

契約者が複数の Biz-adora フィールド業務マネージャー Professional(以下、「本サービス」といいます)を申し込む場合には、個々に本契約を締結するものとします。

第3条(契約者が行う契約の解除)

契約者が、利用契約を解除しようとするときは、契約終了日の30日前までに解約の旨及び解約するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知するものとします。

第4条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、利用規約第11条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から3ヶ月とします。契約者が利用契約を解除することによって、最低利用期間に満たない場合は、残りの期間に対応する Microsoft Azure 利用料金以外の料金全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第5条(制限事項)

契約者は、一次利用者(運営管理者)権限の ID を社外に配布し、第三者に本サービスを利用させることはできません。

2 契約者は本サービスを当社の承認なく第三者に販売することはできません。

第6条(当社によるサービス内容の変更)

当社は、契約者の許諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができます。

第7条(各種設定の申込と仕様の決定)

契約者は、別紙11-1にて「各種設定」と記載されたプランの提供を希望する場合は、当社所定の書面により申し込むものとします。

2 前項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨通知します。

3 当社は、利用契約成立の後、契約者からの提出資料やヒアリング内容に基づいて設定仕様書を作成します。また、作製された設定仕様書は、契約者と当社の間で確認することにより決定するものとします。

4 契約者は前項の設定仕様書の内容に疑義もしくは変更の必要性が生じた場合、ただちに当社に通知し、当社は速やかにその処置を決定し契約者に通知するものとします。ただし、前項に定める仕様決定の後に契約者の通知により仕様内容に変更が加えられる場合、本規定第12条(契約者によるサービス仕様の変更)に定める仕様変更とみなし、契約者は変更の内容に応じて当社が個別に見積もる仕様変更作業料金を支払うものとします。

第8条(各種設定の実施)

当社は、前条で定めた設定仕様書に基づき、サービス利用に必要となるアプリケーションやアプリケーションが動作する Microsoft Azure 環境などの各種設定を実施するものとします。

2 当社は、前項に定めた設定作業の完了後、契約者に対し設定仕様書に基づいた利用適性の検査を求めます。契約者は、当社から検査の依頼のあった日から10営業日以内に検査を行い、その結果を書面により当社に通知するものとします。10営業日以内に契約者から当社に検査結果の通知がない場合には、10営業日を経過した時点で検査に合格したものとみなします。

第9条(カスタマイズ開発の申込と仕様の決定)

契約者は、別紙 11-1 にて「カスタマイズ機能開発」と記載されたプランの提供を希望する場合は、当社所定の書面により申し込むものとします。

2 前項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨通知します。

3 当社は、カスタマイズ開発を実施する場合には、利用契約成立の後、契約者からの提出資料やヒアリング内容に基づいて、カスタマイズ開発仕様書を作成するものとし、作製された仕様書は、契約者と当社間で確認することにより決定するものとし、

4 契約者は前項のカスタマイズ開発仕様書の内容に疑義もしくは変更の必要性が生じた場合、ただちに当社に通知し、当社は速やかにその処置を決定し契約者に通知するものとし、ただし、前項に定める仕様決定の後に契約者の通知により仕様内容に変更が加えられる場合、本規定第12条(契約者によるサービス仕様の変更)に定める仕様変更とみなし、契約者は変更の内容に応じて当社が個別に見積もる仕様変更作業料金を支払うものとし、

第10条(カスタマイズ開発の実施)

当社は、前条で定めたカスタマイズ開発仕様書に基づき、カスタマイズ開発を実施するものとし、

2 当社は、前項に定めたカスタマイズ開発作業の完了後、契約者に対しカスタマイズ仕様書に基づいた利用適性の検査を求めます。契約者は、当社から検査の依頼のあった日から10営業日以内に検査を行い、その結果を書面により当社に通知するものとし、10営業日以内に契約者から当社に検査結果の通知がない場合には、10営業日を経過した時点で検査に合格したものとみなします。

第11条(利用開始)

サービスの利用開始日は、本規定第7条(各種設定の申込と仕様の決定)または本規定第9条(カスタマイズ開発の申込と仕様の決定)に定める仕様書に基づいた利用適性の検査合格の後に当社と契約者との間で定めるものとし、これを利用規約第11条(契約の成立)第1項に定める利用開始日とします。ただし、利用開始日は、本規定第8条(各種設定の実施)または本規定第10条(カスタマイズ開発の実施)に定める検査合格日から30日を越えない範囲で設定するものとし、契約者が30日を越えて利用を開始しない場合には、検査合格日から30日目を利用開始日とします。

第12条(契約者によるサービス仕様の変更)

契約者が、サービス仕様の変更を希望する場合は、当社所定の書面により申し込むものとし、

2 前項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨通知します。

3 当社と契約者は、変更後の利用契約成立の後、契約者からの提出資料やヒアリング内容に基づいて変更仕様書を作成します。また、作製された変更仕様書は、契約者と当社間で確認することにより決定するものとし、

4 当社は、前項の変更仕様書に基づき、サービス仕様の変更作業を実施するものとし、

5 当社は、サービス仕様の変更作業が完了した時点で、契約者に対し変更仕様書に基づいた利用適性の検査を求めます。契約者は、当社から検査の依頼のあった日から10営業日以内に検査を行い、その結果を書面により当社に通知するものとし、10営業日以内に契約者から当社に検査結果の通知がない場合には、10営業日を経過した時点で検査に合格したものとみなします。

6 変更後のサービスの利用開始日(以下、「変更サービス利用開始日」といいます)は、契約者による変更仕様書に基づいた利用適性の検査合格の後に当社と契約者との間で定めるものとし、ただし、変更サービス利用開始日は、前項の検査合格日から30日を越えない範囲で設定するものとし、契約者が30日を越えて利用を開始しない場合には、検査合格日から30日目を利用開始日とします。

第13条(サービスアプリケーションの動作条件)

当社は、契約者に対し、サービスアプリケーションが動作するクライアントウェブブラウザの種類及びバージョンを当社が定める方法で通知します。

2 当社は、契約者の承諾を得ることなく、前項に定めるサービスアプリケーションが動作するクライアントウェブブラウザの種類及びバージョンを変更することができます。

3 当社は、第1項、第2項で定めた動作条件で正常に動作するアプリケーションを提供するものとし、また、本動作保障範囲はアプリケーションの機能動作のみで、デザインの表示レイアウトなどは含みません。

第14条(保守業務)

当社による保守業務及び契約者からの連絡受付業務は、月曜日から金曜日(但し、当社の休業日、祝祭日、年末年始休日(12月29日～1月4日)を除く)までの午前9時30分から午後6時までの時間内に提供されるものとし、

第15条(運営上の義務)

契約者は、本サービスを利用して管理するデータを保有する正当な権利を有し、また、データの内容が第三者の諸権利(著作権、工業所有権、プライバシーを含むがこれらに限る趣旨ではない)を侵害していないことを保証するものとし、

2 契約者は、管理するデータの内容に関して第三者から、異議、クレーム又は損害賠償の請求が契約者又は当社に提起された場合、自己の費用と責任において、当該異議、クレーム又は損害賠償の請求を解決しなければならず、また、当該異議、クレーム又は損害賠償の請求から当社を防御し、免責させるものとし、

3 契約者は、本サービスメニューに関する問い合わせ窓口を設け、二次利用者からの各種問い合わせに対応するものとし、

4 当社は、本サービスメニューの提供にあたり、契約者に対し、問い合わせ窓口を設定します。本サービスメニューに関する当社への問い合わせについては、契約者及び当社の両問い合わせ窓口間で行われるものとし、当社は、契約者の二

次利用者からの直接の問い合わせには対応しないものとします。

第16条(契約者の責任・保証)

契約者は本サービスを利用して、情報を収集する場合は、収集元の承諾を得るものとします。

2 契約者は、本サービス利用マニュアルに記載されている以外の操作を行ってはならないものとします。利用マニュアル記載以外の操作を行ったことによる契約者の本サービス利用に伴う各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 前条及び本条に定める禁止行為を行ったことにより契約者以外の本サービス利用者、または無関係な第三者に被害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用において解決するものとします。

第17条(登録データの保証)

当社は、契約者が本プラットフォームに登録・保存したデータ(契約者が第三者をして本プラットフォームに登録・保存したデータを含み、以下「契約者登録情報」という)の保護のために、当社が適切と考える技術上、組織上の措置を講じるものとしますが、その完全性・機密性の確保等につき、いかなる責任も負いません。

第18条(データの消去)

当社は、契約者に対し、何時でも、管理するデータの内容が法令およびガイドライン等の規制に適合しているか又は社会的相当性を有しているか否かについて、必要な審査を行うことができるものとします。

2 前項の審査により、当社が、管理するデータの内容が不相当であると認めた場合は、当社は当該管理データを削除し、またはデータの転送もしくは配送を停止することができるものとします。

3 当社は、契約者の管理するデータの内容等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、または利用規約第22条(提供停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、またはデータの転送もしくは配送を中止することがあります。

4 当社は、第2項または前項に基づくデータ等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第19条(料金等)

Microsoft Azure 利用料金以外の本サービスの料金は、Biz-agera フィールド業務マネージャー Professional 申請書(以下、「申請書」といいます)に定めた通りとします。

2 Microsoft Azure 利用料金は新規または変更申し込み時に別途制定する料金表に記載される料金が適用されることとします。

3 当社は前項の料金を変更することがあり、その場合は当社が定める方法で通知します。新しい料金の適用は、当社が行う通知に記載する通知日を含む暦月の翌々月からとし、契約者はこれを承諾することとします。

4 サービス運営上等の理由により、当社は前項以外のサービスの利用料も、予告なく変更することがあります。この際の精算方法は、別途当社が定めた方法とします。

第20条(料金等の支払義務)

契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2 利用規約第22条(提供停止)の規定に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第21条(料金等の計算方法)

本サービスの初期料金の額は申請書に定める初期料金とし、当社の指定する期日までに支払うものとします。

2 本サービスの月額料金については、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

(1) 利用開始日を含む暦月の月額料金から有料とし、日割り等の計算はしないものとします。

(2) Microsoft Azure 利用料金以外の月額料金の額は申請書に定める月額料金とし、Microsoft Azure 利用料金は第19条(料金等)2項記載の Azure の価格に従い計算することとします。

(3) 第12条(契約者によるサービス仕様の変更)に定める契約者の申し込みによりサービス仕様を変更した場合、変更サービス利用開始日を含む暦月の Microsoft Azure 利用料金以外の月額料金の額は申請書に新たに定めた月額料金とし、Microsoft Azure 利用料金は第19条(料金等)2項記載の Azure の価格に従い計算することとします。

(4) 解除月の月額料金は、当該月1か月分の料金を請求します。

3 契約者が利用契約を解約することによって、利用期間が最低利用期間に満たない場合には、最低利用期間に対応する本サービスに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

4 最低利用期間が経過する前に契約者からの申込により利用サービスの内容が変更された場合で、当該変更前の月額料金の額が当該変更後の月額料金の額より大きい場合は、最低利用期間に対応する当該変更前の月額料金と当該変更後の月額料金との差額を、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第22条(責任の制限)

本サービスにおけるサービスアプリケーションの応答(レスポンス)速度は、ベストエフォートとなります。当社は、サービスアプリケーションの応答速度に関して一切保証しません。

2 当社は、次のいずれかが発生した場合でも契約者に対して一切責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスの変更、中断、中止もしくは廃止。
- (2) 本サービスにより入出力されるデータの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等。
- (3) 本システムに保存・管理されている情報、その他の各種設定情報の消失、流出、改ざん、文字化け等。
- (4) その他本サービスに関連して契約者、二次利用者および第三者に発生した一切の損害。

第23条(著作権等)

契約者に提供されるアプリケーションおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、知的所有権のすべてを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービスメニュー利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

第24条(Microsoft Azure 関連規約の適用)

契約者は、マイクロソフトの以下のウェブサイトに記載されている事項は、サービス利用契約の一部を構成するものであることを認識し、これを遵守するものとします。また、以下のウェブサイトに記載されている事項は、予告なく変更されることがあるものとし、変更のあったときには、変更後の内容がただちに適用されることを、あらかじめ了解するものとします。

- ・利用規定(<http://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/services-terms/>)
- ・プライバシーに関する声明(<http://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/privacy-statement/>)
- ・サービスの使用条件(<http://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/services-terms/>)
- ・トラストセンター(<http://azure.microsoft.com/ja-jp/support/trust-center/>)

2 Microsoft Azure のサービスレベルは、<http://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/> に定めるとおりとします。

3 次の各号記載の事由に起因して契約者に生じた損害については、当社はいかなる法律上の責任も負わないものとします。

- (1) 計画メンテナンスの実施
- (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
- (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
- (4) 契約者の設備の不具合
- (5) 契約者が用意し、本サービス上に配置または格納したデータ等による不具合
- (6) 本サービスに接続するためのアクセス回線の不具合
- (7) 当社が機能の使用上の改善を契約者に助言した後に、契約者が助言されたとおりの改善を実施せずに当該機能を使用したことに起因する不具合
- (8) 契約者の不正な操作
- (9) 第三者からの攻撃および不正行為
- (10) 当社が重要と判断する不具合、脆弱性、または第三者からの攻撃および不正行為に対処するためのメンテナンスに起因する停止
- (11) 契約者が当社またはマイクロソフトから公開されている文書またはガイダンスに適合しない方法で機能を使用したことによる不具合
- (12) 契約者のパスワードまたは機器を利用して、本サービスに無許可でアクセスした者の作為に起因するもの、あるいは契約者が適切なセキュリティ対策に従わなかったことに起因するもの
- (13) 当社が事前にメールまたはその他の方法で通知した内容に起因する停止、不具合
- (14) その他、<http://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/> において適用除外とされる事由

第25条(Microsoft Azure 仕様変更などに伴う機能提供の停止)

Microsoft Azure の仕様変更などにより、サービスの一部または全部の機能が提供できなくなる場合があり、そのことに起因して契約者または第三者が損害を被った場合であっても、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

付則

本規定は、平成28年9月1日から実施します。